

暮らし・手続き・
健康・福祉

子育て・教育・
生涯学習

環境・まちづくり・
土木・建築

文化・観光・
イベント・スポーツ

施設案内

事業者向け情報

区政情報

現在位置：[トップページ](#) > [暮らし・手続き・健康・福祉](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [リサイクル](#) > 令和4年7月からプラスチックの資源回収を開始しました

令和4年7月からプラスチックの資源回収を開始しました

更新日：令和4年7月1日

お知らせ

> [アルバルク東京とコラボレーションして啓発動画を作成しました。\(外部サイト\)](#) 

お知らせ

> [FC東京とコラボレーションして啓発動画を作成しました。\(外部サイト\)](#) 

お知らせ

> [分別区分変更に係る住民説明会を開催しました。](#)

ご用件を
お聞かせ下さい



【問い合わせ】 清掃リサイクル課リサイクル推進係（電話：03-5467-4073）

渋谷区清掃事務所（電話：03-5467-4300）

近年、海洋汚染や石油資源の枯渇、地球温暖化による気候変動など、プラスチックが与える地球環境への様々な影響が世界的に注目されており、プラスチックごみの削減および有効活用が国内外で求められています。

区では、プラスチックの有効活用を図るとともに、より一層のごみ減量に取り組むため、令和4年7月から区内全域で、プラスチックの分別区分を「可燃ごみ」から「資源」に変更し、リサイクルを進めていきます。

分別区分、回収方法の変更について、ご理解とご協力をお願いします。

分別区分

「可燃ごみ」から「資源」に変更


開始時期

令和4年7月1日から





分別に関する説明動画

ご用件を
お聞かせ下さい



プラスチックをどのように分別するのか、どのようなプラスチックが対象になるのかなど、まとめて説明した動画を配信します。[動画配信サービス「YouTube（ユーチューブ）」（外部サイト）](#)  から視聴できます。分別する際の参考にさせていただきますようお願いします。

分別変更に関する案内

- ＜ [パンフレット「プラスチックの分別区分と回収方法が変わります」](#)（PDF 2,743KB） 
- ＜ [パンフレット「プラスチックの分別区分と回収方法が変わります」](#)（英語）（PDF 1,373KB） 
- ＜ [パンフレット「プラスチックの分別区分と回収方法が変わります」](#)（中国語）（PDF 1,529KB） 
- ＜ [パンフレット「プラスチックの分別区分と回収方法が変わります」](#)（韓国語）（PDF 1,478KB） 

PDFファイルを見るためには、Adobe社から無償配布されているAdobe Readerなどのソフトウェアが必要です。
詳しくは、[PDFファイルをご覧になるには](#) ページを参照してください。

なお、日本語のパンフレットのみ清掃リサイクル課（渋谷区清掃事務所）、住民戸籍課窓口（区役所本庁舎3階）または各出張所で配付しています。

対象品目

家庭から排出されるプラスチック製品で、概ね30センチメートル角以内のもの

ご用件を
お聞かせ下さい



1. 商品を入れたものや包んだものであって、中身の商品を取り出したり、使った後、不要となるプラスチック製のもので主にプラマークが付いているもの



(例) シャンプーや洗剤のボトル類、お菓子の袋、カップ麺の容器、卵のパック、食品トレイ、発泡スチロール製品、ラップ、レジ袋、ペットボトルのキャップなど

(注) 食品トレイについては、拠点回収も行なっていますので、併せてご利用ください。詳しくは、[食品用発泡スチロールトレイの拠点回収のページ](#)をご覧ください。

2. その他プラスチック素材のみで出来ているもの

(例) プラスチック製のハンガー、CD、DVD、ビデオテープ、ポリバケツ、プラスチック製のおもちゃなど

(注1) フック部分が金属のハンガーなど、プラスチック以外の素材が一部に含まれるものもプラスチックとして回収できます。

(注2) 電池が使われているものは、電池を取り外してから出してください。

(注3) 電池が内蔵された製品は、不燃ごみとして出してください。

プラスチックとして資源回収できないもの

- ・ ペットボトル

従来どおり単品で回収します。プラスチックとは別の袋に入れて、資源回収の日に出してください。

ご用件を
お聞かせ下さい



- ・ 30センチメートル角を超えるもの
粗大ごみで出してください。
- ・ 水ですすいでも汚れが落ちないもの
資源化に適さないため、可燃ごみで出してください。
- ・ライター
必ず使い切り、「危険」と表示して不燃ごみで出してください。
- ・ カミソリなどの刃物類
回収時や選別時に作業をする人が怪我をする恐れがあるため、「危険」と表示して不燃ごみで出してください。
- ・ 充電式電池
区では回収できません。渋谷区内のリサイクル協力店などの回収ボックスへ持ち込んでください。詳しくは、[充電式電池の出し方についてのページ](#)をご覧ください。
- ・ 在宅医療で使用した注射器など
医療機関または清掃事務所へ問い合わせてください。

プラスチックの出し方

- ・ すべてのプラスチック製品をまとめて中身の見える袋に入れて出してください。
- ・ 油や食べ残しなどでプラスチック製品が汚れている場合、軽く水でゆすいで汚れを落としてください。

ご用件を
お聞かせ下さい



回収日

週1回の資源回収日

(注) 他の資源品目と同じ日です。品目別に分けて出してください。

回収場所

普段利用している集積所に出してください。

📄 関連ページ

➤ [プラスチックごみについて見直しましょう](#)

渋谷区役所

ご用件を
お聞かせ下さい



区役所案内



組織



〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1-1

[開庁時間] 8時30分から17時（土曜日・日曜日、祝・休日および12月29日から1月3日を除く）

[電話番号] 03-3463-1211

[法人番号] [9000020131130](#)



お問い合わせ



[携帯サイト](#) | [サイトマップ](#) | [サイトポリシー](#) | [アクセシビリティ方針](#)

Copyright © Shibuya City Office All Rights Reserved.



ご用件を
お聞かせ下さい

